

料金の算定期間と請求の単位について

平成28年1月27日・1月28日

東京電力株式会社
ネットワークサービスセンター

説明内容

◆ 料金の算定期間と請求の単位について

- 分散検針制
- 日程等別料金
- 料金の算定期間と支払義務発生日
- 日程等別料金の請求スケジュール
- 料金のお支払い方法
- その他

◆ 各種料金支払いについて

- 入金連絡のお願い
- 支払い口座の変更

料金の算定期間と請求の単位について

料金の算定期間および請求の単位

1. 分散検針制

- 現行の託送供給約款では、料金の算定期間を毎月1日から当該月末日までの期間としたうえで、毎月1日に検針を実施する定例検針日制を採用しています。
- 平成28年4月1日実施の託送供給等約款では、自由化領域が拡大したことを受けて、すべてを1日検針制とした場合、過度な業務集中を招く虞があること等から、高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力が500kW以上となる時、または特別高圧で供給する場合は、1日検針制を継続することとし、その他は分散検針制を導入することといたしました。
- また、低圧分野では、スマートメーターの設置を前提とし、当該月の暦日数が料金算定期間となり毎月の料金算定期間が均平化される等のメリット等を踏まえ、計量日制を導入することといたしました。なお、スマートメーターが未設置の場合は、例外的に実検針日制で運用いたします。

接続送電サービスにおける電圧別にみた検針日制と料金算定期間

検針日制	供給電圧	検針日	計量日	料金算定期間
定例検針日制	特別高圧	毎月1日	毎月1日	前回検針日から今回検針日の前日
	高圧[大口](500kW以上)	毎月1日	毎月1日	前回検針日から今回検針日の前日
分散検針制	高圧[小口](500kW未満)	実検針日	計量日(*)	前回計量日から今回計量日の前日
	低圧(スマートメーター設置済)	実検針日	計量日(*)	前回計量日から今回計量日の前日
	低圧(スマートメーター未設置)	実検針日	実検針日	前回検針日から今回検針日の前日

接続送電サービスにおける基準検針日と計量日の対応表(*)

基準検針日	1	2	3	4	8	9	10	11	12	15	16	17	18	19	22	23	24	25	26
計量日	2	2	2	3	6	8	9	10	11	13	15	16	17	18	20	22	23	24	25

料金の算定期間および請求の単位

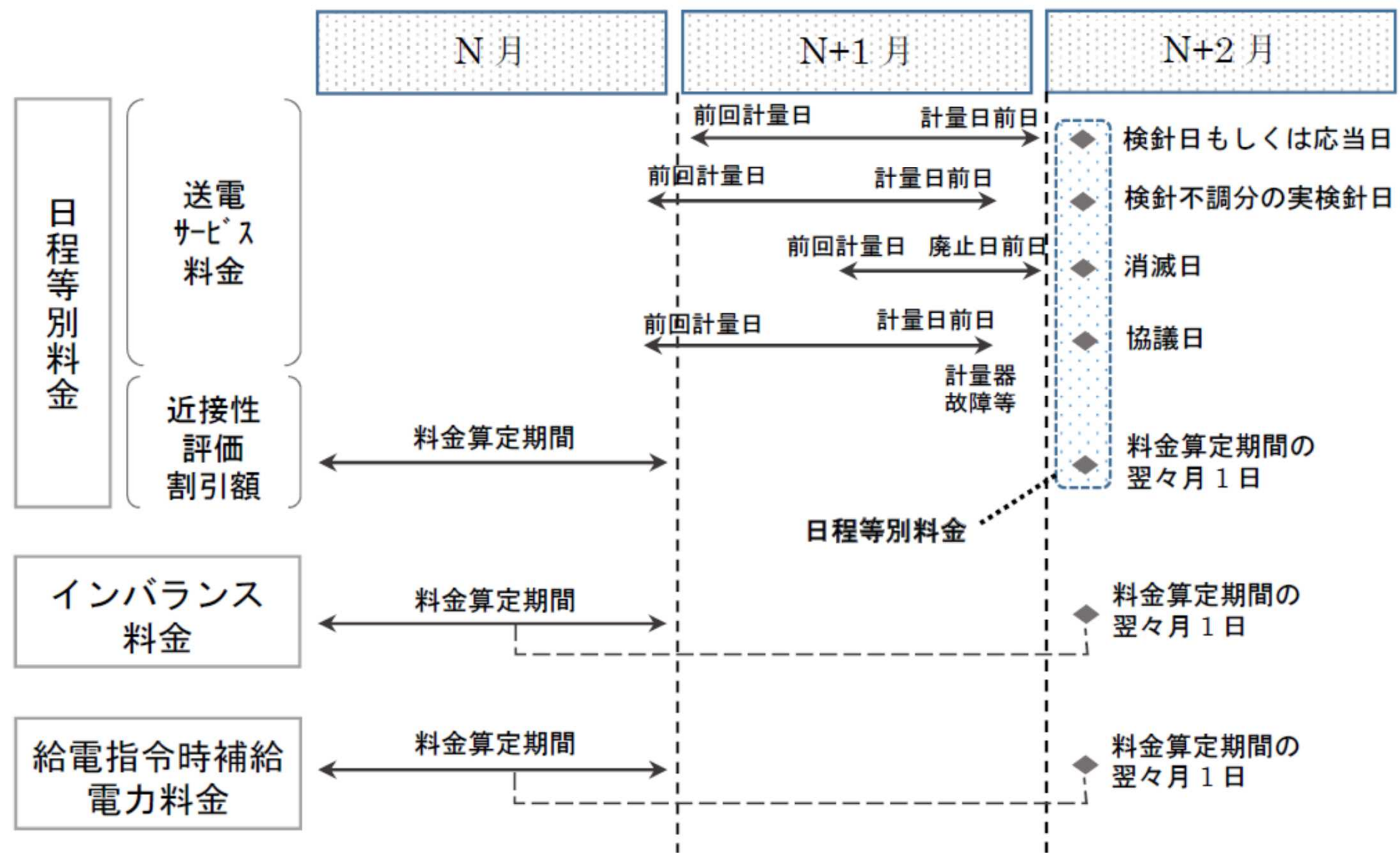
2. 日程等別料金

- 現行の託送供給約款では、料金の支払義務発生日を、料金算定期間の翌月1日としていたところ、自由化領域が拡大したことを受けて、分散検針制を導入したことから、検針日等ごとに順次、支払義務を発生させる必要が生じました。
- 平成28年4月1日実施の託送供給等約款から、検針日等が同日となる送電サービス料金を合計した日程等別料金を設定し、日程等別料金ごとに支払義務が発生するものといたしました。
- なお、近接性評価割引は、割引額の算定日（算定の対象となる期間の翌々月1日）と同一の料金算定日である日程等別料金に反映いたします。
- 一方、インバランス料金は日程等別料金に含まれず、料金算定期間は現行と同様に1日から月末までとし、全国系統における電力の不足・余剰を判定して料金を決定する仕組みであり、分散検針需要の検針結果が全て確定しないと料金が決まらないことから、支払義務発生日は翌々月初となります。

契約	料金の種類	支払義務発生日	料金請求タイミング
接続供給	日程等別料金 ・接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金， 予備送電サービス料金 ※近接性評価割引額は、至近で発生する日程等別料金に反映	実検針日	実検針日から5営業日
	インバランス料金 ・接続対象計画差対応補給電力料金 ・接続対象計画差対応余剰電力料金 ・給電指令時補給電力料金	毎月1日	毎月第5営業日
発電量調整供給	インバランス料金 ・発電量調整受電計画差対応補給電力料金 ・発電量調整受電計画差対応余剰電力料金	毎月1日	毎月第5営業日

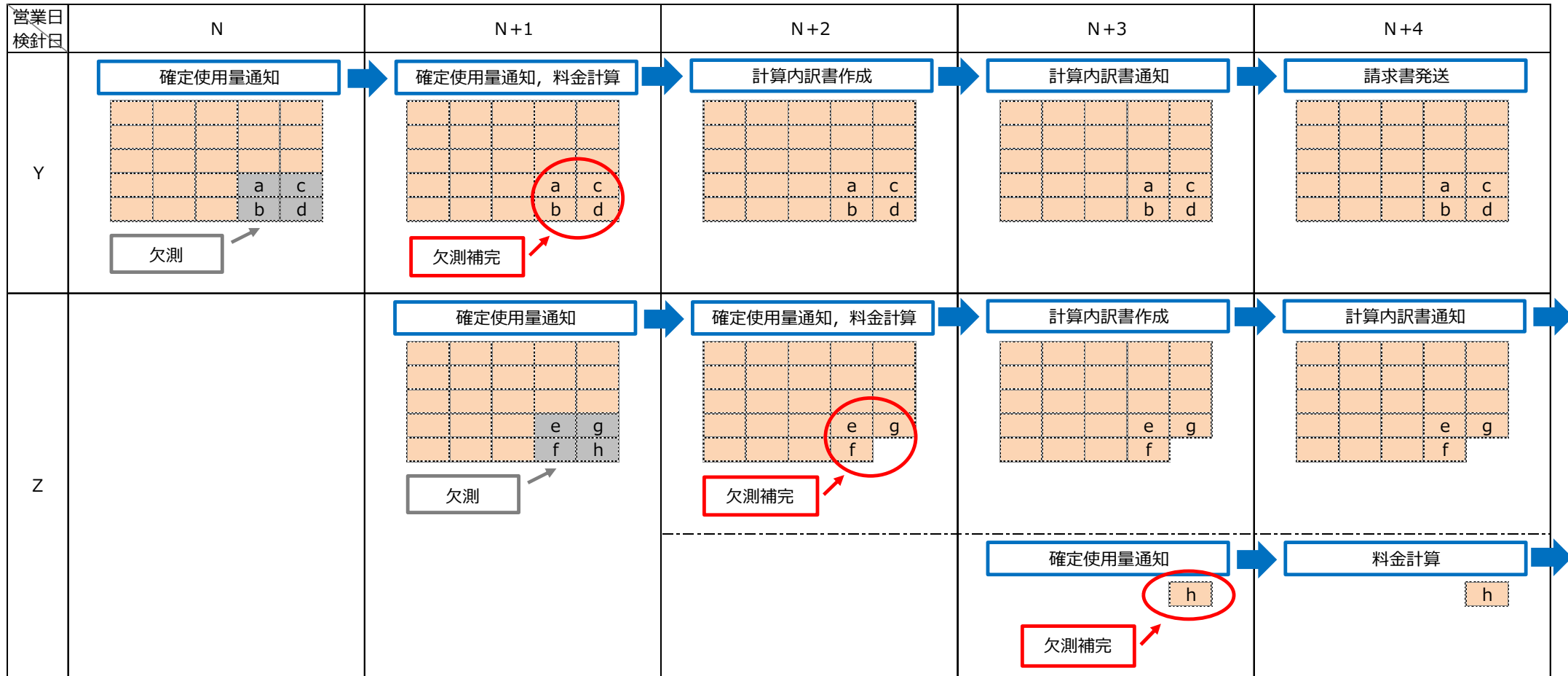
料金の算定期間および請求の単位

料金の算定期間と支払義務発生日



【資料3_スライド6_差替】料金の算定期間および請求の単位

日程等別料金の請求スケジュール



- 確定使用量通知は、30分値が揃わない「欠測」が生じている地点を除き、12:00、17:00、翌5:00に自動公開いたします。また、高圧以上は遠隔・出向検針、低圧は遠隔・出向検針、あるいはプロファイリングにより「欠測補完」を行い、自動公開いたします。

【資料3_スライド7_差替】料金の算定期間および請求の単位

3. 料金のお支払い方法

- ・ 料金をお振込みいただく口座は、小売電気事業者さまごとに(固定ですが)異なりますので、請求書等に記載してご案内いたします。
- ・ 請求書単位にお振込みくださいますようお願いいたします。

4. その他

- 確定使用量通知における使用量メッセージのデータ要素「需要家識別番号」について
 - ・ 平成28年4月1日以降に接続供給契約を開始する地点から需要家識別番号の発番を廃止いたしますので、平成28年3月31日までに接続供給契約を開始した地点に限り、需要家識別番号を表示いたします。
- 旧電気需給契約における付帯外需要や蓄熱用計量器等継続取付について
 - ・ 接続供給契約開始後も付帯外需要や蓄熱用計量器等の継続取付かつ自動検針結果の提供をご希望される場合、平成28年3月31日までにお申込みをいただいた地点に限り、自動検針結果を提供いたします。

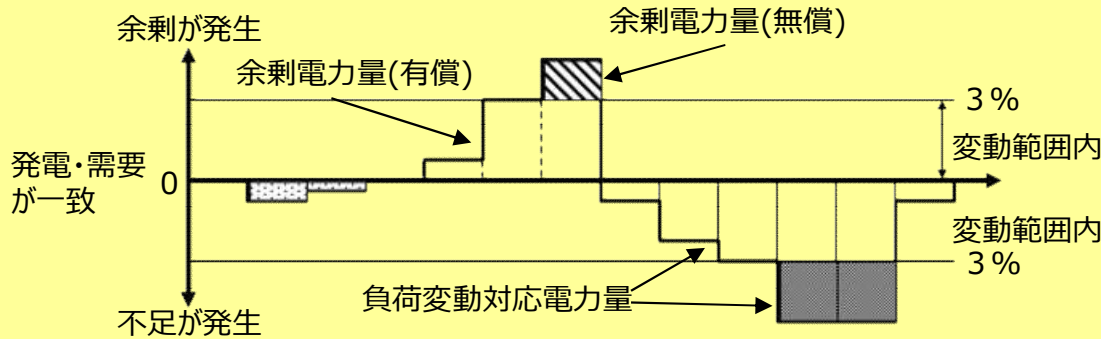
【参考】同時同量制度の変更（実需同時同量⇒計画値同時同量）

- 同時同量制度については、現行の実需同時同量制度から計画値同時同量に変わります。
 なお、平成28年3月31日時点において接続供給契約を締結している契約者が申し出た場合には、当面の間、当該供給区域において実需同時同量制度を継続することが可能です。

現行（実需同時同量）	新制度（計画値同時同量）H28.4～
<p>現行制度では、特定規模電気事業者等は30分単位で自社の顧客の需要量と発電量を一致させる「30分実需同時同量」の義務を負っており、これが一致しない場合、その量に応じて「インバランス料金」の支払を行っていただいております。</p> <p>現行の託送供給約款における契約主体は、託送供給（接続供給・振替供給）の契約者となる特定規模電気事業者等となる。</p>	<p>新制度の計画値同時同量は、発電、需要の双方において、同時同量の義務があり、事前に策定した発電計画または需要計画と実際の供給における発電実績または需要実績とを30分単位で一致していただくこととなります。また、計画と実績が一致しない場合は、その量に応じて「インバランス料金」の支払いを行っていただくこととなります。</p> <p>発電量調整供給契約の契約者となる 発電契約者(発電事業者等)</p> <p>計画値同時同量（発電側）</p> <p>発電側インバランス：計画と実績の差分を一般送配電事業者が供給</p> <p>計画値同時同量（需要側）</p> <p>需要側インバランス：計画と実績の差分を一般送配電事業者が供給</p> <p>託送供給（接続供給・振替供給）契約の契約者となる 契約者（小売電気事業者等）</p>

- 同時同量を達成できない場合に発生する差分（インバランス）に対する料金は、これまで一定の単価でしたが、今後は、市場価格に連動した30分毎の料金単価に見直しとなります。

これまでのインバランス制度

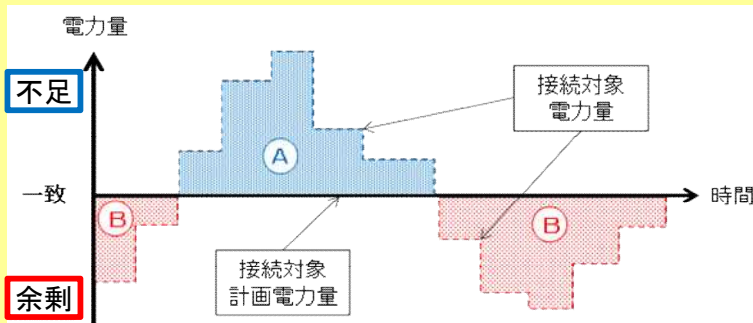


- ◆ 余剰が発生する場合
 - ・変動範囲内余剰購入電力量については、有償にて一般送配電事業者が引き取り。
 - ・変動範囲内余剰購入電力量を超える部分については無償にて一般送配電事業者が引き取り。
- ◆ 不足が発生する場合
 - ・契約電力の3%相当以内の部分については変動範囲内電力料金にて補給。
 - ・変動範囲内基準電力量を超える部分については変動範囲超過電力料金にて補給

今後のインバランス制度

- ◆ 今後のインバランス料金は、以下の算定式により、30分毎に単価が変動します。これにより、これまでの余剰と不足の価格差や変動範囲3%が廃止されます。また、発電・需要とも同一の単価となります。

$$\text{インバランス料金単価} = \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の加重平均値} \times \alpha + \beta$$



α：系統全体の需給状況に応じた調整項

β：各地域ごとの需給調整コストの年平均の水準差を反映する調整項

- A 接続対象計画差対応補給電力量
($\text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$)
- B 接続対象計画差対応余剰電力量
($\text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$)

上図は接続供給におけるインバランスを示しており、発電量調整供給の場合は以下となります。(縦軸の「余剰」と「不足」が逆転します)

- A 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ($\text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$)
- B 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ($\text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$)

各種料金の支払いについて

- 入金連絡のお願い
- 支払い口座の変更

適用開始時期 : 平成28年4月1日入金分より

- 料金および工事費負担金その他の請求においては、請求順序とご入金順序が必ずしも一致しないケースがあります。
工事費負担金等は、同一金額のケースが数多くあり、ご入金件名の特定が困難です。
- **小売全面自由化により請求数の増加が予想されるため、契約者（発電契約者）さまからネットワークサービスセンターへ“入金連絡票”による内訳のご提出をお願いいたします。**

入金連絡のお願い

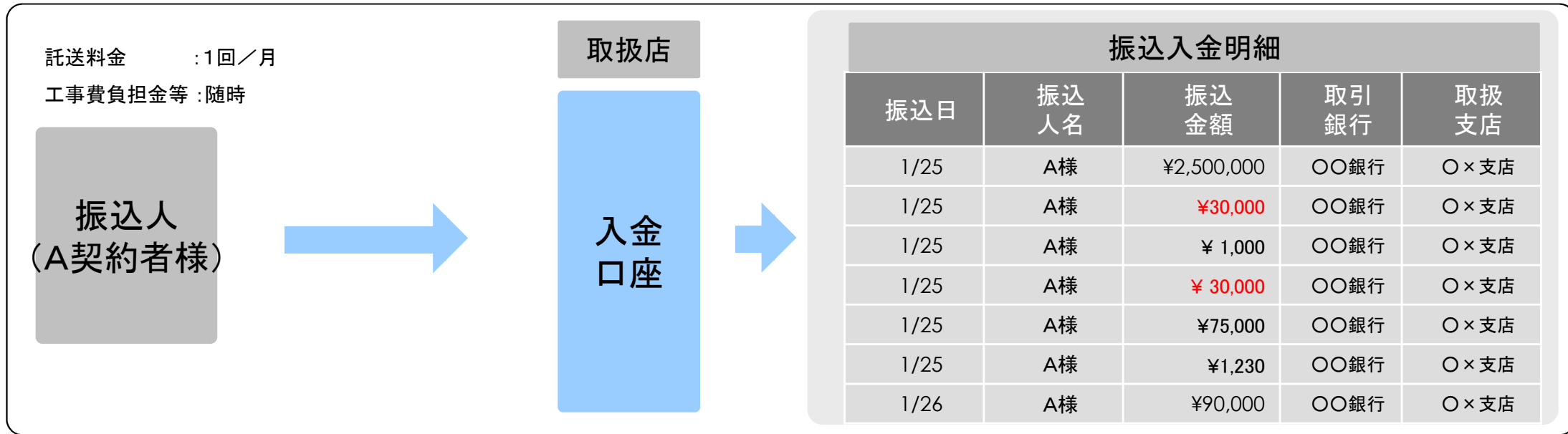
- 契約者（発電契約者）さまからNSCへのお入金内訳のご連絡
 ➤ 入金連絡票を所定のメールアドレスへ送付をお願いします。

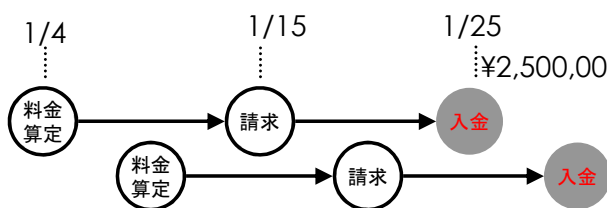
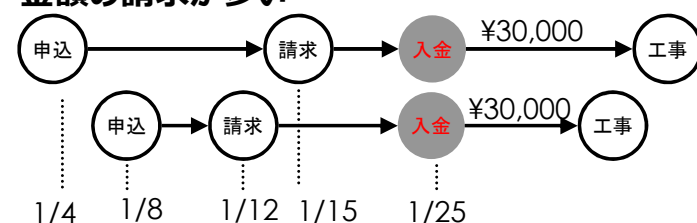
例) 契約者様からNSCへのお入金内訳のご連絡

東京電力パワーグリッド株式会社 ネットワークサービスセンター 宛		案		平成28年1月25日		A株式会社
入金連絡票						
NO	振込日	振込口座	振込人名義	振込金額	請求書番号	備考
1	1/25	100001	A株式会社	¥ 2,500,000	9876543	
2	1/25	100002	A株式会社	¥ 35,000	9876544	
3	1/25	100002	A株式会社	¥ 1,000	9876545	
4	1/25	100002	A株式会社	¥ 25,000	9876546	
5	1/25	100002	A株式会社	¥ 75,000	9876547	
6	1/25	100002	A株式会社	¥ 1,230	9876548	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・振込日, 振込口座等必要事項をご記入の上, NSC所定のメールアドレス【****@tepcoco.jp】へご連絡をお願いします。 ・NSCでは, 頂いた内訳を元に入金確認をいたします。 					
8						
9						
10						

支払い口座の変更 (現在の入金方法)

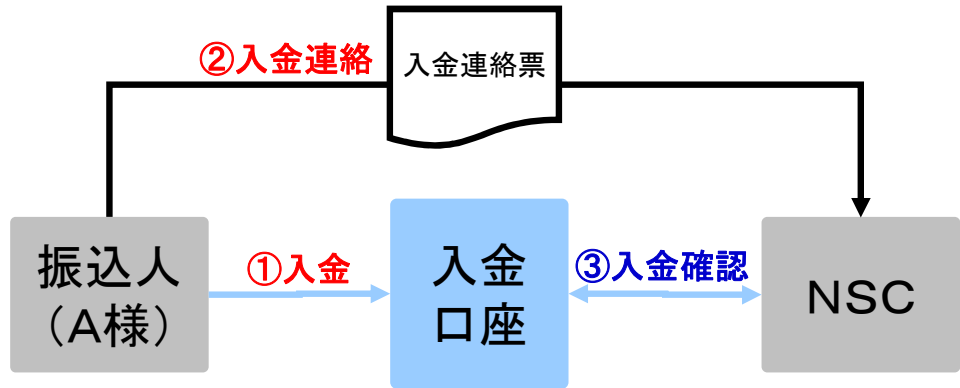
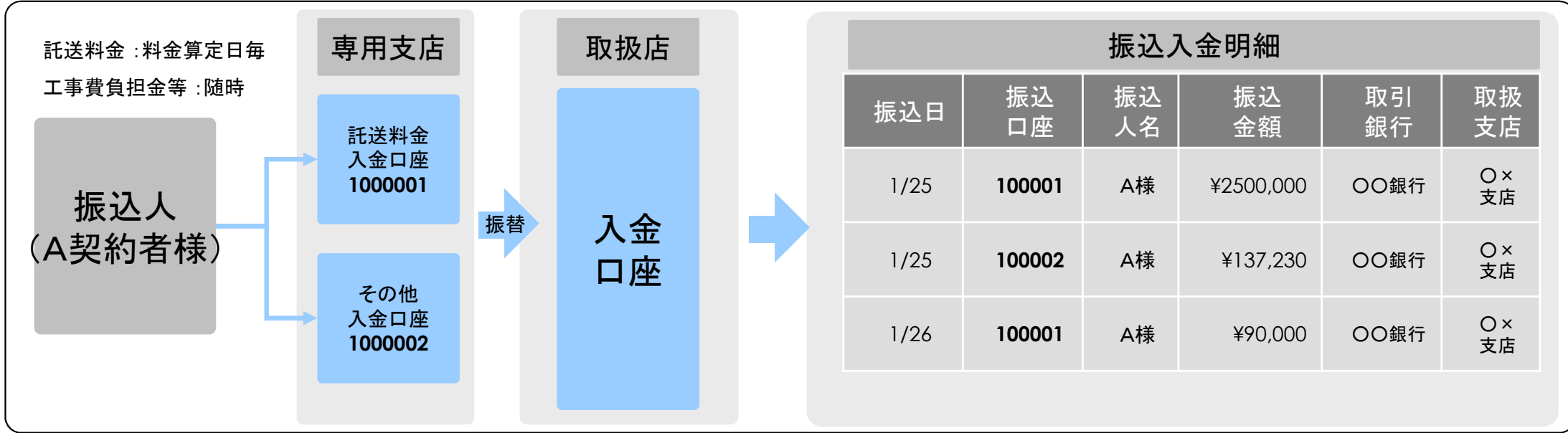
現在の入金方法 (ネットワークサービスセンター単一口座への入金の場合)



請求種別	H28.4以降の変更点	特徴	変更点
託送料金	<p>暦月→日程等別への変更に伴う請求件数の増加</p>	<p>原則請求順序でのお支払い</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求内容毎の口座分割 ・入金連絡票による内訳のご連絡のお願い
工事費負担金等	<p>低圧分野自由化拡大に伴う請求件数の増加</p>	<p>件名毎に工程 (請求～入金～工事) が異なる同一金額の請求が多い</p> 	

支払い口座の変更 (4/1以降の入金方法)

今後の入金方法 (請求種別毎のネットワークサービスセンター口座へのお入金の場合)



- ①入金
- ②入金連絡票の送付
- ③入金確認